

大切な人へのがん検診メッセージカード事業実施要領

（目的）

第1条 本事業は、香川県（以下「県」という。）と「香川県がん検診受診率向上プロジェクト推進企業グループ」の参画企業（以下「企業」という。）が連携し、がん教育を通じて児童生徒のがん検診に関する知識及び理解を深め、児童生徒が学んだ内容をメッセージカードで家族などの大切な人に伝えることにより、県民のがん検診受診率の向上につなげることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、「サポーター」とは、県が指定するがん検診推進サポーター認定研修を修了した企業の社員、企業の代理店の社員その他企業の関係者をいう。

（対象）

第3条 本事業の対象は、県内の国立、公立及び私立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）とする。

（メッセージカード）

第4条 県は、がん検診の重要性等を伝えるためのメッセージカードを制作する。

（授業形式）

第5条 本事業で実施する授業は、教員とサポーターのチームティーチング形式で行うものとする。
また、授業において児童生徒は前条のメッセージカードにメッセージを記入し、授業終了後は家庭に持ち帰るものとする。

（申込み及び決定）

第6条 本事業の活用を希望する学校は、原則として授業実施希望日の1か月前までに、県に申込書（様式1）を提出するものとする。

2 県は、前項による申込書の提出があったときは、速やかに企業と調整を行い、学校に対し決定通知書（様式2）を送付する。

（変更及び中止）

第7条 前条の規定による決定通知を受けた学校（以下「実施校」という。）は、その後、日程等の内容を変更又は授業を中止しようとするときは、県に対し変更届（様式3）を提出するものとする。

（報告）

第8条 実施校は、授業終了後1か月以内に、県が実施する事後アンケートに回答するものとする。

（授業実施期間）

第9条 本事業における授業の実施期間は、原則として7月1日から翌年2月末日までとする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

香川県健康福祉部長 殿

学校長

大切な人へのがん検診メッセージカード事業申込書

標記事業を活用したいので、大切な人へのがん検診メッセージカード事業実施要領第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

学校名		
実施希望日時	第 1 希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)
	第 2 希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)
	第 3 希望	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (分)
実施対象	対象学年・ クラス数	() 学年 () クラス
	実施方法	該当する項目にチェック(レ点)を入れてください。 ☐ 1 学年全体で実施 (サポーター 1 名) ☐ 1 学年を複数に分けて実施 (1 校当たりサポーター 3 名程度まで) → 複数に分けて実施する場合の分割数 ()
	合計人数	() 人
実施場所	該当する項目にチェック(レ点)を入れてください。 ☐ 教室 ☐ 体育館 ☐ その他 ()	
授業実施者	該当する項目にチェック(レ点)を入れてください。 ☐ 保健体育科担当 ☐ 養護(助)教諭 ☐ 学級担任 ☐ その他 ()	
担当者連絡先	職名・氏名 :	
	電話 :	
	FAX :	
	メールアドレス : ※原則、メールで連絡しますので、メールアドレスを必ず御記入ください。	
備考		

第 号
年 月 日

学校長 殿

香川県健康福祉部長

大切な人へのがん検診メッセージカード事業実施決定通知書

年 月 日付け 号で申込みのあった、大切な人へのがん検診メッセージカード事業の実施については、大切な人へのがん検診メッセージカード事業実施要領第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

実施日時	年 月 日 () 時 分～ 時 分
サポーター (所属企業名・氏名)	
同行県職員 (職名・氏名)	

番 号
年 月 日

香川県健康福祉部長 殿

学校長

大切な人へのがん検診メッセージカード事業変更届

年 月 日付け 第 号で決定された内容について、下記のとおり変更が生じたため、大切な人へのがん検診メッセージカード事業実施要領第 7 条の規定により届け出ます。

記

変更前	変更後